【参考資料】

議案第８３号　指定管理者の指定について

市民環境部地域づくり支援課

１　内　容　弁財市民センター、朝志ケ丘市民センター、宮戸市民センター、栄町市民センター、仲町市民センター、溝沼市民センター、根岸台市民センター、膝折市民センターについて、指定管理期間（令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで）が満了することから、指定管理者候補者を選定し、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、本議案を提出するものです。

２　指定管理者候補者　公益社団法人　朝霞地区シルバー人材センター

３　指定期間　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

４　指定方法　随意指定

担当
市民環境部地域づくり支援課
地域づくり支援係
電話　０４８－４６３－２６４５